

報告書記入要領

1 共通事項

- 1) この共通事項はすべての事業者が対象となります。
- 2) 報告事項の対象は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間となります。
なお、報告者の住所は、報告書を提出する時点のもので記載して下さい。
- 3) 年度の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日までの件数又は個数を記入して下さい。
- 4) 特定計量器の種類は、別紙2「計量法施行規則第103条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類」の「特定計量器の分類」の欄に記載されたものを使用してください。
- 5) 該当がない場合は「該当なし」と記入して下さい。
(基準器を保有している事業者で、特定計量器の製造、修理または検査の実績がない場合は、基準器検査を受検できなくなります。)
- 6) 右上の整理番号の欄は記入しないで下さい。
- 7) 提出数は1部、郵送又は電子申請受付システムで、計量検定所へ提出して下さい。

2 個別事項

①計量士報告書

- ア) 定期検査及び計量証明検査に代わる計量士による検査について記入して下さい。
- イ) 「検査を行った場所」の欄には、市町村名を記入して下さい。

②届出製造事業者報告書

- ア) 製造個数には、改造した数を含め記入して下さい。
- イ) 修理個数には、簡易修理した数を含め記入して下さい。
- ウ) 指定製造事業者である者は、指定製造事業者として製造したものも含め記入して下さい。

③指定製造事業者報告書

指定を受けた型式の製造個数及び基準適合証印を付した数を記入して下さい。

④届出修理事業者報告書

修理個数には、簡易修理した数を含め記入して下さい。

自重計の修理個数は、適合証を交付した枚数として下さい。

⑤計量証明事業者報告書

ア) 事業所ごとに作成して下さい。

イ) 証明件数は、証明書の発行数とします。

ウ) 特定濃度（ダイオキシン類に係るもの）の欄は、計量法第 121 条の 2 の規定による認定を受けた者のみが記入して下さい。

備考の欄に認定番号を記入して下さい。

⑥適正計量管理事業所報告書

ア) 「計量証明に使用する特定計量器」の欄は、計量証明事業者を兼ねている者のみが記入して下さい。

イ) 県内に複数の事業所がある場合は、一括して作成してもかまいません。

ただし、富山市又は高岡市に所在する事業所分については、それぞれの市毎に分けて作成し、すべて当所に提出して下さい。

ウ) 適正計量管理事業所が使用する自動はかりについては、「指定申請書記載事項変更届」を提出した年度以降、報告が必要になります。

3 その他

- 1) 報告書の提出は、登録、届出等をしている事業区分について全て必要になります。
- 2) 報告書の様式は、計量検定所ホームページ又は電子申請受付システムからダウンロードすることができます。
- 3) 電子申請受付システムによる報告は下記の URL にアクセスし、報告書を提出して下さい。（※電子メール、FAX による報告は受け付けていません。）

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/P5qGjfUf>

- 4) 記入漏れがある場合は、再提出していただくことがあります。
- 5) 不明な点があるときは、下記へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

富山県計量検定所 計量関係報告書担当
〒930-0992 富山市新庄町 39 番地の 6
電話 076-422-0551